

## 介護は一人で悩まず相談しましょう

高齢者を介護する上で、心や身体に大きな苦痛を与える「虐待」という痛ましい事例が増え、重大な人権侵害として、高齢者を苦しめています。

なぜ、虐待が起きてしまうのか、その原因の一つに、介護者の心労があります。介護は、長期間にわたることが多く、家族だけで介護するには限界があります。家族が限界を超えるまで抱え込んでしまい、そのような事態に陥るケースが増えています。

町では、長島町高齢者虐待防止ネットワークを構築し、相談窓口の設置や、高齢者虐待防止の普及啓発活動などを行っています。

介護の負担を軽減するさまざまなサービスや制度の利用ができますので、ご連絡ください。

### ◎問い合わせ先

役場福祉事務所老人福祉係

☎(86) 1146 「直通」

長島町地域包括支援センター

☎(86) 1153 「直通」



## Tax News

### 平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

#### 軽減税率（8%）の対象品目

##### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



##### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



##### 全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者のかた

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書などを交付する必要があります。

飲食料品売上がなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者のかた

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行うなどの対応が必要となります。

免税事業者のかた

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書などの交付を求められる場合があります。

### ◎問い合わせ先

出水税務署 ☎0996 (62) 0200